

議案第14号

鳥取県児童福祉施設に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 設備及び運営の基準（第7条—第19条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、児童を心身ともに健やかで、社会に適應するように育成することを目指して運営しなければならない。

2 児童福祉施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、利用者一人一人の人格を尊重して、それぞれの施設の目的を達成するよう運営しなければならない。

3 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(平等原則)

第4条 児童福祉施設においては、利用者の国籍、信条、社会的身分及び利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをして

はならない。

(虐待等の禁止)

第5条 児童福祉施設においては、利用者に対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 児童福祉施設の長は、法第47条第1項本文の規定により利用者に対し親権を行うとき又は同条第3項の規定により利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他権限を濫用する行為をしてはならない。

(水準の向上)

第6条 児童福祉施設は、その設備及び運営についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

2 知事は、鳥取県社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。

第2章 設備及び運営の基準

(助産施設の設備及び運営の基準)

第7条 助産施設の設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、助産施設の設備及び運営に関する基準は、助産施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(乳児院の設備及び運営の基準)

第8条 乳児院の設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、乳児院の設備及び運営に関する基準は、乳児院の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(母子生活支援施設の設備及び運営の基準)

第9条 母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の設備及び運営に関する基準は、母子生活支援施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(保育所の設備及び運営の基準)

第10条 保育所の設備及び運営に関する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、保育所の設備及び運営に関する基準は、保育所の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童厚生施設の設備及び運営の基準)

第11条 児童厚生施設の設備及び運営に関する基準は、別表第5のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童厚生施設の設備及び運営に関する基準は、児童厚生施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童養護施設の設備及び運営の基準)

第12条 児童養護施設の設備及び運営に関する基準は、別表第6のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の設備及び運営に関する基準は、児童養護施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(障害児入所施設の設備及び運営の基準)

第13条 障害児入所施設の設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第7のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、障害児入所施設の設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)

第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童発達支援センターの区分に応じ、別表第8のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童発達支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(情緒障害児短期治療施設の設備及び運営の基準)

第15条 情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準は、別表第9のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備及び運営に関する基準は、情緒障害児短期治療施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童自立支援施設の設備及び運営の基準)

第16条 児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表第10のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、児童自立支援施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)

第17条 児童家庭支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第11のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、児童家庭支援センターの設備及び運営に関する基準は、児童家庭支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 乳児6人以上が入所する保育所については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなして別表第4職員の配置の項第2号の規定を適用する。
- 3 平成23年6月17日前に建築された母子生活支援施設に対する別表第3設備の項第2号の規定の適用については、同号中「調理設備、浴室

及び便所を設けること」とあるのは、「調理設備、浴室及び便所を設けること。ただし、施設内に調理場、浴室及び便所を設けている場合にあっては調理設備、浴室及び便所を、付近に公衆浴場等がある場合にあっては浴室を設けないことができる」と、「30平方メートル以上」とあるのは、「おおむね1人つき3.3平方メートル以上」とする。

4 平成24年4月1日前に設置された児童発達支援センターに対する別表第8の1の表職員の配置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。

別表第1（第7条関係）

項目	基準
職員及び設備	病院、診療所又は助産所として必要な職員及び設備を有すること。
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者の援助に関する事項 (2) その他施設の管理についての重要事項 2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 3 利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者等に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係

	を持たないこと。
記録の作成及び保存	職員、設備及び会計に関する帳簿、事故等への対応の項第3号及び第4号の記録並びに利用者の処遇に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。 2 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。 3 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 4 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。 5 法第46条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

別表第2（第8条関係）

項目	基準
職員の配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の長 (2) 看護師、保育士又は児童指導員

	<ul style="list-style-type: none">(3) 個別対応職員（20人を超える乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）が入所する場合に限る。）(4) 家庭支援専門相談員(5) 栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。）(6) 調理員(7) その他規則で定める職員 <p>2 職員は、入所する乳幼児の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 職員に小児科の診療経験を有する医師がいる場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、10人以上の乳幼児が入所しない施設にあっては、(1)から(5)までに掲げる設備に代えて、乳幼児の養育のための部屋を設けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 寝室(2) 観察室(3) 診察室(4) 病室(5) ほふく室(6) 相談室(7) 調理室(8) 浴室(9) 便所 <p>2 寝室は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。</p>

	<p>3 観察室は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。</p> <p>4 乳幼児の養育のための部屋は、1室につき9.91平方メートル以上で、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。</p>
自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	<p>1 10人未満の乳幼児が入所する施設を除き、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察すること。</p> <p>2 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 児童の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 児童の処遇について自己点検を行うこと。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>5 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>6 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。

保存	
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第3 (第9条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 母子支援員</p> <p>(3) 少年を指導する職員</p> <p>(4) 個別対応職員</p> <p>(5) 調理員又はこれに代わるべき者</p> <p>(6) その他規則で定める職員</p> <p>2 母子支援員及び少年を指導する職員の人数は、入所する母子の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 母子室</p> <p>(2) 集会学習等を行う室</p> <p>(3) 相談室</p>

	<p>(4) 静養室（乳幼児が入所する場合に限る。）</p> <p>(5) 医務室（30人以上の乳幼児が入所する場合に限る。）</p> <p>2 母子室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 調理設備、浴室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 1世帯につき1室以上とすること。</p> <p>(3) 面積は、30平方メートル以上とすること。</p>
自立支援計画	母子が共に入所する施設の特性を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
サービスの提供	<p>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</p> <p>(1) 利用者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表すること。</p> <p>4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>

記録の作成及び 保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第4 (第10条関係)

項目	基準										
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、食事を保育所外で調理し搬入する方法により提供する場合その他の規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 保育士</p> <p>(3) 調理員</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上（認定こども園である保育所にあつては、鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）別表の1の(1)の職員配置の項のアに定める数）とし、2人を下回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="548 1098 1529 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の幼児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数	乳児	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね30人につき1人
区分	人数										
乳児	おおむね3人につき1人										
満1歳以上満3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人										
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人										
満4歳以上の幼児	おおむね30人につき1人										

	<p>3 嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>4 乳児が入所している場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</p> <p>5 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第2号に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。</p>
設備	<p>1 乳児又は満2歳未満の幼児（以下この号において「未満児」という。）が入所する保育所の設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア 乳児室又はほふく室</p> <p>イ 医務室</p> <p>ウ 調理室</p> <p>エ 便所</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない未満児1人につき1.65平方メートル及びほふくする未満児1人につき3.3平方メートルを合計した面積以上とすること。</p> <p>2 満2歳以上の幼児（以下この号において「対象児」という。）が入所する保育所の設備は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。ただし、食事を保育所外で調理し搬入する方法により提供する場合その他の規則で定める場合にあつては、調理室を設けないことができる。</p> <p>ア 保育室又は遊戯室</p> <p>イ 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）</p>

	<p>ウ 調理室</p> <p>エ 便所</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室の面積は、対象児1人につき1.98平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 屋外遊戯場の面積は、対象児1人につき3.3平方メートル以上とすること。</p>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none">1 保育時間は、原則として、8時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。2 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。<ol style="list-style-type: none">(1) 児童の援助に関する事項(2) その他施設の管理についての重要事項3 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。4 児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。5 障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。6 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係

	を持たないこと。
記録の作成及び保存	別表第1 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第5（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 児童の遊びを指導する者
設備	1 児童遊園等の屋外の施設には、次に掲げる設備を設けること。 (1) 広場 (2) 遊具 (3) 便所 2 児童館等の屋内の施設には、次に掲げる設備を設けること。 (1) 集会室 (2) 遊戯室 (3) 図書室